

# 横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置 に関する基本方針の改定について

答 申

平成 28 年（2016 年）5 月 26 日

横須賀市立小中学校適正配置審議会

## 目 次

はじめに	1
1 学校規模の定義	2
2 通学区域設定の基本的な考え方	5
3 適正な通学距離の範囲	6
4 通学区域の見直し	7
5 特別認定校制度	8
6 規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について	10
7 指定変更承認地域	11
8 学校規模及び配置の適正化の検討のための基準	12
9 検討・実施の手順について	14
10 特に配慮すること	17
おわりに	18
用語解説	19

### 資料

(1) 諮問文	20
(2) 委員名簿	21
(3) 審議経過	22

## はじめに

「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）は、平成 18 年 7 月に学校関係者、学識経験者及び市民を交えた「横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会」からの提言を受け、平成 19 年 1 月に教育委員会の「基本方針」として策定された。以降、教育委員会では、この「基本方針」に基づき、通学区域の見直しや統廃合など、小・中学校の規模及び配置の適正化を図ってきた。

一方、横須賀市の公共施設の現状を見ると、人口減少や求められる施設サービスの変化への対応、限られた財源の中で、今後必要となる多額の更新費用の負担軽減を図る必要があり、施設の適正な配置を実現するための将来構想として、平成 27 年 1 月に「横須賀市施設配置適正化計画」が策定された。この計画の中では、小・中学校も対象施設として位置付けられている。

また、同じく平成 27 年 1 月に文部科学省から、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示された。この手引の中では、地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を検討・実施するための基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等が助言されている。

このようなことから、教育委員会では、従前の「基本方針」について改めて見直しを図り、横須賀市の実情に合った考え方を明確にした上で、今後、小・中学校の規模及び配置の適正化を進めるため、横須賀市立小中学校適正配置審議会へ諮問することを決めた。

平成 27 年 11 月、教育委員会より「基本方針」の改定について、専門的かつ幅広い見地から検討するよう本審議会は諮問を受けた。

審議に当たっては、子どもたちの教育環境をよりよくすることを念頭に、学校現場、保護者及び関係団体の立場から意見交換を行い、学識経験者の助言を踏まえ、横須賀市の実情に合った基本的な考え方を整理すべく、「基本方針」の項目毎に検討を進め、これまで 3 回の会議を開催し審議を重ねてきた。

横須賀市立小中学校適正配置審議会は、ここに、これまでの審議における各委員の意見を取りまとめ、教育委員会に答申として提出するものである。

# 1 学校規模の定義

## (1) 現行 (横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針 平成19年1月より抜粋)

学校規模の定義

	小学校	中学校
過小規模校	1～5学級(複式学級*あり)	1～2学級(複式学級*あり)
小規模校	6～11学級(各学年1～2学級)	3～11学級(各学年1～4学級)
適正規模校	12～24学級(各学年2～4学級) ・各学年でクラス替えが可能 ・学年運営が効果的に行える。 ・教員と児童が十分に関わりを持つことができる。	12～24学級(各学年4～8学級) ・各学年でクラス替えが可能 ・学年運営が効果的に行える。 ・教員と生徒が十分に関わりを持つことができる。 ・5教科の教員が複数配置でき、また、選択教科、部活動などの指導体制が充実する。
大規模校	25～30学級(各学年4～5学級)	25～30学級(各学年8～10学級)
過大規模校	31学級～(6学級以上の学年あり)	31学級～(11学級以上の学年あり)

\*学級編制の基準を40人としています。

\*複式学級…2つ以上の異なる学年を1つにして編成した学級

## (2) 論点・課題等

現行の「基本方針」では、適正規模の範囲を小・中学校ともに12～24学級(小学校は各学年2～4学級、中学校は各学年4～8学級)としている。

小規模校の場合、児童生徒一人一人を丁寧に見ることができる一方、学級数や教員数が少なくなることにより、免許外の指導や部活動の配置・指導の面での課題が生じる可能性がある。逆に大規模校の場合は、人間関係の多様性や様々な部活動が配置できる一方、児童生徒一人一人を見ることや特別教室の割り振りなどの面で課題が生じる可能性がある。

いずれも可能性の問題であり、必ずしもそれらの課題が生じるということではないが、小規模校も大規模校もそれぞれよさや課題がある中で、小・中学校の実態を把握しつつ、現行の「基本方針」における学校規模の定義が横須賀市の実情と合っているか審議を行った。審議の中では、学校規模の定義について、見直しを求める意見や現行のままでよいとする意見のほか、文言として「適正」という言葉の解釈から表現を見直すべきなどの意見が出た。

### (3) 意見

#### ①学校規模の定義について

(ア) 適正規模の定義を見直した方がよいという意見としては、12～24 学級が適正規模かということは一概に言えず、もう少し小さい方がよいという意見があった。

(イ) 適正規模の定義は現行のままでよいという意見としては、中学校の視点で見た場合、学校には、その教育効果を上げるためにちょうどよい規模があり、規模が大きすぎると1学年を複数の教員で教えることになり、テストづくりや評価の面での苦労がある。また、施設面で特別教室が使いたい時に使えないという状況が起こる。逆に規模が小さすぎると教員の人数が減り、9教科の教員が揃わず免許外の科目を教える状況が起こる。また、部活動の顧問の配置ができなくなり、廃部になる場合や1人の教員が掛け持ちとなるので十分な指導や安全管理面での不安が考えられる。その他1学年1学級で人間関係が上手くいかなかった場合、クラス替えができないため生徒が行き場を失い不登校になるケースもある。

これらのことから学校の施設面や子どもの育ちを考えると1学年4～6学級がちょうどよく、上に幅を持たせて学年8学級の全校で24学級までとし、12学級を最低ラインとして適正規模校の定義については現行のままでよいとの意見があった。

(ウ) その他の意見として、学校規模による影響としては、規模が小さすぎると子ども一人一人を丁寧に見ることができ、人間の集団づくりの面で固定化した集団になり、力関係のようなものがあつた場合そのまま持ち上がっていく。小学校の単学級だと担任を変えることしかリフレッシュするものがないが、毎年担任が変わると6年間の学びが繋がらないことがある。また、学校が小さくなっていても、教職員の校務分掌、仕事量は減らず、1人当たりの負担が大きくなる。規模が大きすぎると、子ども一人一人をしっかりと見ることが厳しくなってくる。

一般論としては、集団があつた方がよいが、学校現場としては、その学校の特徴や規模に応じて、そのよさを活かしながら学校経営を行っている。

その他学級数だけでなく、1学級の人数の観点から35人学級にすることの実現を求める意見もあつた。

#### ②「適正」の表現について

(ア) 適正規模の表現を改めた方がよいという意見として、表現としては「適正」ではない学校は「不適正」ということになるので、その学校の関係者に「不適正」

という言葉が残り苦痛に感じるので、文部科学省の手引にも記載されている「標準」という表現にする方がよい。また「適正」かどうかは状況によって変わり、デメリットも強調されるので、「標準」という表現の方がよい。

(イ) 適正規模の表現は現行のままでよいという意見として、学校には、その教育効果を上げるためにちょうどよい規模というのがあるので、ちょうどよいに対応する言葉としては「適正」という言葉になる。文部科学省の手引の最初に書かれているのが、「適正規模、適正配置等に関する」となっているので、言葉がいくつかに分かれてしまうと解釈が違うなど混乱を招くこともある。

(ウ) その他の意見として、言葉の違いとしては「適正」という言葉は、質に関わる言葉で、「標準」という言葉は量に関わる言葉である。

#### (4) 結論

##### ① 学校規模の定義について

小・中学校の実態から小規模校・大規模校のそれぞれよさや課題について意見が出された中で、ちょうどよい規模があるのも事実である。学校規模の定義については、横須賀市の実情と現行の「基本方針」における学校規模の定義との齟齬は見受けられず、現行のとおりとする。

##### ② 「適正」の表現について

「適正」と「標準」については、「適正」という言葉は質に関わる言葉で、「標準」という言葉は量に関わる言葉であり対立するという訳ではないため、両論を尊重し、従来の「適正規模」という表現を使いつつも、「標準規模」という表現を使うことも検討するものとする。

最も留意すべき点は、「適正」ではない学校が「不適正」やデメリットばかりであるという誤解がないようにすることであり、必ずしも「適正」・「不適正」という言葉の使い方ではないということを注釈的に付記するものとする。

## 2 通学区域設定の基本的な考え方

### (1) 現行 (横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針 平成19年1月より抜粋)

通学区域\*<sup>1</sup>設定の基本的な考え方

- ・学校の配置状況を考え、学校規模の適正化を図る。
- ・通学距離、通学の安全性を考慮する。
- ・境を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける。
- ・町内会を分断しないようにする。

### (2) 論点・課題等

現行の「基本方針」における通学区域設定の基本的な考え方以外に盛り込むべき内容として、①行政センター所管区域による整理が挙げられる。行政センター所管区域が分断されていると、区域内で行われる行事や会議などの重複などが生じ、学校運営上の支障が出てくる。②横須賀市が推進する小中一貫教育\*<sup>2</sup>ブロックによる整理が挙げられる。小中一貫教育は、小・中学校9年間の学びの系統性・連続性を重視し、小・中学校の教職員が協働して教育の充実を図るもので、通学区域設定に当たっても小中一貫教育ブロックを考慮することにより、系統性・連続性を保つことにつながる。③通学区域の複雑化を回避することが挙げられる。現在も複数の通学区域が複雑に入り組んでいる地域があり、多くの小学校から中学校へ通っているという状況もある中で、学校運営や地域活動への影響を考慮し、通学区域の複雑化を回避する必要がある。

### (3) 意見

(ア) 町内会が通学区域で分断されていることにより、一方の学校は縮小し、もう一方の学校は拡大しているため、町内会活動においても非常に不具合が出ている。また、近くの学校ではなく、遠くの学校に通っている児童生徒もいるため、通学区域の整理は必要である。

### (4) 結論

①行政センター所管区域の分断の回避、②小中一貫教育ブロックの考慮、③通学区域の複雑化の回避については、特に異論は無く、現行の「基本方針」における通学区域設定の基本的な考え方のほか、①～③についての考慮を追記するものとする。

### 3 適正な通学距離の範囲

#### (1) 現行 (横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針 平成19年1月より抜粋)

##### 適正な通学距離の範囲

小学校	中学校
○2キロメートル程度 ・徒歩30分程度	○3キロメートル程度 ・徒歩45分程度

#### (2) 論点・課題等

現行の「基本方針」において、適正な通学距離の範囲として小学校で2キロメートル程度（徒歩30分程度）、中学校で3キロメートル程度（徒歩45分程度）としている。一方、文部科学省の手引においては、小学校で4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内、通学時間は徒歩以外の通学手段も含め、概ね1時間以内が妥当との考え方も示されている。今後、学校規模の適正化の方策として統廃合の検討が進んだ場合、通学距離への配慮も必要となってくる。それらを踏まえ、小・中学校の通学路の実態と現行の「基本方針」における通学距離の範囲が横須賀市の実情と合っているか審議を行った。

#### (3) 意見

(ア) 単純に水平距離や時間だけではなく、坂・トンネル・階段・ひと気・高低差など地域性や交通面の安全性を考慮することを詳細に記載すべきである。

(イ) 特に小学生は1年生から6年生まで年齢差などが大きいので、範囲を広げるのではなく、現行の通学距離の範囲を維持すべきである。

(ウ) 2キロ・3キロ以内という距離の基準から指定変更制度\*<sup>3</sup>や学校選択制\*<sup>4</sup>によって、近い学校を選択しようとする学校毎の児童生徒数に影響が出てくる。また、統廃合の話が進んだ場合、統廃合の仕方によっては2キロ・3キロを超える学校が出てくることも想定されるため、標準的な距離の基準以外に、児童生徒数への影響や統廃合の場合の通学距離も考慮する必要がある。

#### (4) 結論

適正な通学距離の範囲については現行どおりとするものの、坂・トンネル・階段・ひと気・高低差など地域性や交通面の安全性を考慮することを詳細に記載するものとする。

また、標準的な距離の基準以外に、児童生徒数への影響や統廃合の場合の通学距離への考慮も追記するものとする。



## 4 通学区域の見直し

### (1) 現行 (横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針 平成19年1月より抜粋)

#### 通学区域の見直し

小規模校、大規模校、遠距離通学への対応として、まず、通学区域の見直しを行うことで解消できないか考えます。

小規模校の場合には、隣接校の通学区域の一部を編入すること、大規模校、遠距離通学の場合には、逆に通学区域の一部を周辺の学校の通学区域に編入することを検討します。

### (2) 論点・課題等

通学区域の見直しについては、学校規模及び配置の適正化の方策の1つであり、小規模校、大規模校、遠距離通学への対応として、まず、通学区域の見直しを行うことで解消できないか検討することとなっている。小規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できないときには隣接校との統合を検討することとなっている。

2の通学区域設定の基本的な考え方にも関連するところであり、現行の「基本方針」における通学区域の見直しについて審議を行った。

### (3) 結論

特に修正箇所は無く、通学区域の見直しについては、現行のとおりとする。

## 5 特別認定校制度

### (1) 現行 (横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針 平成19年1月より抜粋)

#### 特別認定校制度\*<sup>5</sup>

小規模校への対応として、通学区域の見直しや隣接校との統合では解決できないときには、その学校の教育活動に特色を持たせ、「小規模特別認定校（特認校）」とし、市内全域から希望する児童・生徒を受け入れることにより、規模を確保するということが考えられます。

また、大規模校への対応として、通学区域の見直しや学校の分離新設では解決できないときには、その学校の通学区域を「特別認定地域」とし、通学区域内に居住する児童・生徒について、他の通学区域の小・中学校への変更を認めることにより規模を適正化するということが考えられます。

いずれの場合も新しい制度として導入の是非を含め、教育委員会で検討を行います。

### (2) 論点・課題等

小規模校への対応として「特別認定校制度」の導入、大規模校への対応として「特別認定地域制度」の導入の検討が、学校規模及び配置の適正化の方策の1つとして位置付けられている。

これらの制度は、現在、教育委員会で推進している小中一貫教育との整合性がとれないとの見方もある。小中一貫教育は、小・中学校9年間の学びの系統性・連続性を重視し、小・中学校の教職員が協働して教育の充実を図るもので、「特別認定校制度」及び「特別認定地域制度」との整合性を勘案し、制度の位置付けの必要性について審議を行った。

審議の中では、制度についての記載を現行のまま残すべきとの意見と削除すべきとの意見があった。

### (3) 意見

#### ①現行のまま残すべきとの意見

(ア) 特別認定校制度ありきではなく、いろいろな方策の1つとしての位置付けであればよいのではないか。

(イ) 教育環境を整えていく中でいろいろな子どもたちがいるので、教育環境の一環として残しておく方がよい。

## ②削除すべきとの意見

- (ア) 小学校においては、1年生から6年生がいる中で、遠いところからの通学のことを考えると、現実的な部分は教育的な配慮で対応していけばよいので、削除でよいのではないか。
  
- (イ) 小中一貫教育を進めていく中で、いろいろな学校がブロックに入ってくるのは困った状況になる。現在でも大規模の学校は10校近くの小学校から上がってくるという状況もあるため、特別認定校制度を行うことによって教育目標を一本化し9年間を見据えた教育活動ができにくくなる。

## (4) 結論

「特別認定校制度」及び「特別認定地域制度」について、現行のまま残すべきとの意見と削除すべきとの意見の両論がある中で、現行のまま残すべきとの意見の中にも、制度自体を積極的に進めるということではなく、方策の1つとして残すべきとの意見もあり、削除してしまうことには若干の課題も残る。積極的な推進を前提としないという部分では、全く相反するという訳ではないため、あくまでも方策の1つとして、現行のとおり記載は残すものとする。

## 6 規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について

### (1) 現行 (横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針 平成19年1月より抜粋)

#### 規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について

周辺の学校の状況や施設、通学距離などの関係で規模の適正化が図れない場合においても、適切な教職員配置や施設・備品の整備など、教育環境の維持に努めます。

また、遠距離通学への対応として、通学区域の見直しなどでは解決できないときには、スクールバスなどの通学手段の確保について検討します。

### (2) 論点・課題等

現行の「基本方針」において、学校規模及び配置の適正化の方策として、①通学区域の見直し、②隣接校との統合、③学校の分離新設、④特別認定校制度の4つを挙げている。これらの方策を講じてもなお、規模及び配置の適正化が図れない場合においても教育環境の維持に努めることとしているが、規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について、追加・修正すべき点がないか審議を行った。審議の中では、小規模校の適正化について様々な方策を検討した結果、最終的に小規模校として存続せざるを得ない学校に対しての配慮について意見が出された。

### (3) 意見

(ア) 通学区域の見直しや統廃合もできない場合、行政としての小規模校への配慮を明確に記載した方がよい。最終的に小規模校として存続をせざるを得ないケースも出てくると思うので、これに対してもきちんと行政として取り組むべきであり、小規模校のメリットが最大化し、デメリットが最小化するような取り組みをお願いしたい。

(イ) メリット・デメリットはやや主観的なところがあり、最大化・最小化というよりも学校運営など様々な面から方策を検討していくという表現の方がよい。

### (4) 結論

適正化を検討した結果、小規模校を存続させることが決まった場合、学校運営など様々な面から方策を検討し、小規模校に対して配慮することを追記するものとする。その際、小規模校はデメリットが多いとの誤解が無いような表現にするものとする。

## 7 指定変更承認地域

### (1) 現行 (横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針 平成19年1月より抜粋)

#### 指定変更承認地域\*<sup>6</sup>

指定校に隣接した地域のうち、通学距離や地形などを考慮し、教育委員会が指定校以外の学校に変更できる地域を設定しています。(平成18年4月現在 63カ所)

### (2) 論点・課題等

教育委員会では、通学区域制度の弾力的運用の一環として、指定変更承認地域を設定している。

指定変更承認地域内または地域外で、ほとんどの児童生徒が指定校から変更している地域が存在するため、それらの地域を正規の通学区域として設定し直すことを追記すべきか審議を行った。

### (3) 意見

(ア) 指定変更承認地域によって、小規模校から他の学校へ入学者が流れて行くという状況があった地域もあり、正規の通学区域として設定し直すことにより、その流れをさらに後押ししてしまう形になる。本来、通学区域がどういうところで決まっているのかということに立ち返るべきであり、傾向に沿って正規の通学区域として設定し直すということには慎重であるべき。

### (4) 結論

指定変更承認地域内または地域外で、ほとんどの児童生徒が指定校から変更している地域は、正規の通学区域として設定し直すべきかについては、入学の希望は流動的であり、その都度、通学区域を設定し直すということは、現状では難しく、望ましくない。また、実態として絶対数が多くないということもあり、追記しないものとする。

## 8 学校規模及び配置の適正化の検討のための基準

### (1) 現行 (横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針 平成19年1月より抜粋)

#### 学校規模及び配置の適正化の検討のための基準

	小学校	中学校
学校規模	<p>○11 学級以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス替えができない学年がある。</li> </ul> <p>○31 学級以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6 学級以上となる学年がある。</li> <li>・特別教室の割り振りなど、施設面での制約が出る。</li> </ul>	<p>○5 学級以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス替えができない学年がある。</li> <li>・10 科目の教員が規定上、配置できない。</li> </ul> <p>○31 学級以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11 学級以上となる学年がある。</li> <li>・特別教室、体育館の割り振りや部活動の場所の確保など、施設面での制約が出る。</li> </ul>
通学距離	○2 キロメートル程度を超える場合	○3 キロメートル程度を超える場合

### (2) 論点・課題等

子どもたちの数が多かった時代は、適正規模（学級数）と適正配置（通学距離）の両方をバランスよく両立させることが可能であったが、少子化が進むと適正規模と適正配置の両立が難しくなる。例えば、小規模校を隣接校に統合しようとする場合、適正規模は回復できても、通学距離が延びてしまうという問題が起こる可能性がある。

現行の「基本方針」における学校規模及び配置の適正化の検討のための基準を現行のとおりとするか見直しをするか審議を行った。

### (3) 意見

(ア) 適正規模に重点を置くと適正配置が保てないという両立が難しいところであり、検討のための基準については、多方面から検討の上、多様な要素を盛り込んでほしい。

(イ) 定義の上では、適正規模を 12～24 学級としているが、検討のための基準は 31 学級以上としており、25～30 学級の大規模校が検討の対象になっていないことに疑問がある。大規模校になれば、学校運営上、何らかの影響が出てくるので、25～30 学級の大規模校についても教育上の配慮を行うことを記載した方がよい。

(ウ) 若干、適正規模を超えたからといって、学校を増やすということは現実的ではないため、表面張力のようなもので、6学級くらい余裕を持たせているのだと思うが、定義上の適正を超えた時に関しても何らかの教育上の配慮をすることを記載することが望ましい。

#### **(4) 結論**

学校規模及び配置の適正化の検討のための基準について、基準となる数字については、特に異論はなく、現行の「基本方針」のとおりとするが、定義上の適正を超えた 25～30学級の大規模校に対しても教育上の配慮について追記するものとする。

## 9 検討・実施の手順について

### (1) 現行 (横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針 平成19年1月より抜粋)

#### 検討・実施の手順について

学校の規模や配置の適正化は、前項の「学校規模や配置の適正化の検討のための基準」に該当したからといって、すぐに実施されるものではありません。学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会が協働して検討を行い、合意形成を図った上で進めていきます。

#### ①「(仮称)市立小・中学校適正配置計画」の策定

本基本方針を策定後、教育委員会において、具体的な地域等の名称を明記した「(仮称)市立小・中学校適正配置計画」を策定します。その計画に基づき、小規模化が進んでいる学校や、通学区域に著しく問題がある学校、地域などのうち、周辺の学校の状況などを考慮して、順次、検討を進めていきます。

#### ②「地域別協議会」の設置

具体的な検討に当たっては、地域ごとに、学校関係者や保護者、地域の方々に構成する協議会を設置し、地域における合意形成を図りながら進めていきます。

協議会では、それぞれの立場の人たちに、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で検討をしていただき、協議会がまとめた意見を、「意見書」として教育委員会に提出していただきます。

#### ③庁内検討組織の設置

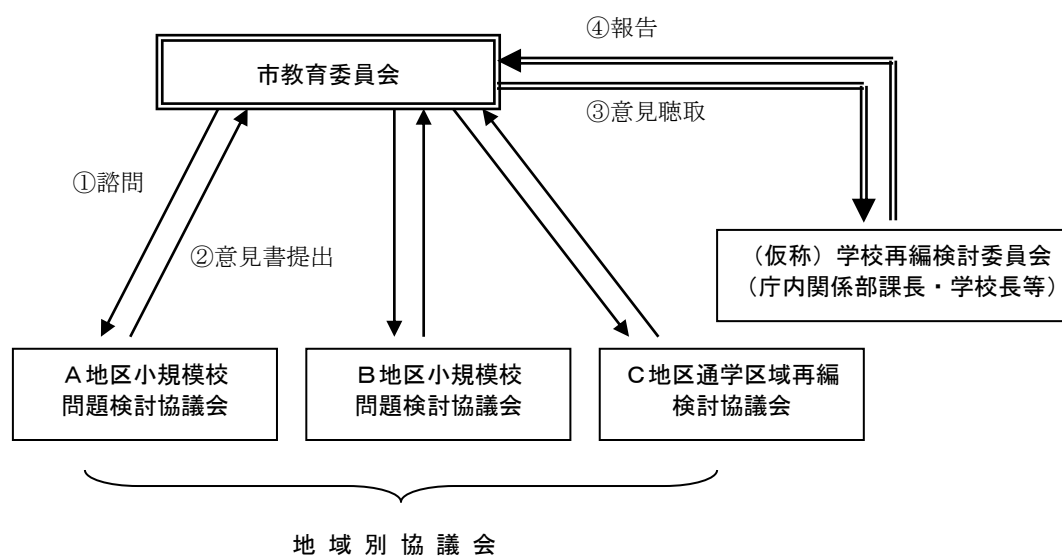
教育委員会では、地域別協議会から提出された意見書の内容について、庁内の関係部課長や学校長等で組織する「(仮称)学校再編検討委員会」に意見を求めます。

(仮称)学校再編検討委員会では、意見書の内容についての検討を行い、教育委員会に検討結果を報告します。



#### ④教育委員会での決定

教育委員会では、(仮称)学校再編検討委員会からの報告を受けて、さらに検討を行い、通学区域の見直しや学校の統合などを決定します。



#### ⑤実施に当たって

適正配置等に関する具体的な方策が教育委員会で決定された後は、より円滑に通学区域の見直しや学校の統合などが進むよう、学校関係者、保護者、地域の方々と、在校生への配慮事項の協議や、統合に向けての学校間の交流、事前の準備の検討などを行っていきます。

## (2) 論点・課題等

現行の「基本方針」では、適正化のための検討・実施に当たっては、①適正配置計画の策定、②「地域別協議会」の設置、③庁内検討組織の設置、④教育委員会での決定という段取りを踏むよう手順を定めている。また、適正配置等に関する具体的な方策が教育委員会で決定された後は、学校関係者、保護者、地域の方々と、事前準備の検討を行っていくこととしている。特に、地域において合意形成を図るため「地域別協議会」のあり方について審議を行った。

## (3) 意見

(ア) 現行の記載内容だと地域別協議会で1つの結論を導いたとしても、その後、教育委員会に検討結果を報告する段において、必ずしも地域別協議会と同じ方向性の結果を報告するように読めないところがある。例えば、市の施設配置適正

化計画があるので、学校存続を地域で決めたとしても、横須賀市全体では、地域の意見に沿った方向にできませんというような結論に至ってしまうと地域の議論を軽視することになるので、地域別協議会の意見を尊重するような表現にしてほしい。表現としては、「学校再編検討委員会で地域別協議会から提出された意見書に沿って検討を行い教育委員会に検討結果を報告すること」。また、意見書に係る検討結果を当該地域及び協議会委員に開示するため、地域別協議会に検討の結果を通知する旨を記載してほしい。

#### **(4) 結論**

地域との合意形成を図り、地域の意見を尊重するため、地域別協議会から提出された意見書の内容を尊重し、教育委員会内で検討する旨を追記するものとする。また、検討の結果を当該地域及び協議会委員に開示するため、地域別協議会に検討の結果を通知する旨を追記するものとする。

## 10 特に配慮すること

### (1) 現行 (横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針 平成19年1月より抜粋)

#### 特に配慮すること

##### (1) 学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成について

適正配置等の具体的な検討に当たっては、教育委員会は、学校関係者や保護者、地域の方々と協働して、それぞれの立場から、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で協議をし、合意形成を図った上で進めていきます。

##### (2) 市民への情報提供について

適正配置等に関する地域別協議会や教育委員会での検討内容については、市教育委員会のホームページや地域別協議会ニュースなどを通じて、積極的に保護者、市民へ情報提供を行っていきます。

##### (3) 基本方針等の見直しについて

本基本方針と、今後策定する(仮称)市立小・中学校適正配置計画については、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化により見直しの必要が生じたときには、再度、検討を行い、見直しを図っていきます。

### (2) 論点・課題等

特に配慮することについて、現行の「基本方針」に記載されている内容のほか、追加・修正等が必要か審議を行った。

### (3) 意見

(ア) 学校を通じた地域行事や避難所など、学校は子どもたちの教育の場と合わせて地域の拠点である点も考慮する旨を追記してほしい。

### (4) 結論

学校と地域の連携は非常に重要であり、地域行事や避難所など、学校が地域の拠点でもあることを追記するものとする。

## おわりに

教育委員会から横須賀市立小中学校適正配置審議会へ諮問のあった「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）の改定について、これまで3回の会議を開催し審議した。会議では、各委員から子どもたちの教育環境をよりよくすることを念頭に、「基本方針」の各項目について活発な意見が交わされた。開催回数は3回ではあったものの、充実した審議内容となった。その審議内容及び結果を、以上のように「答申」として整理した。

本答申は、横須賀市として、子どもたちの教育環境をよりよくしていくために、「基本方針」に盛り込むべき基本的な考え方を整理したものである。今後は、本答申を踏まえ、教育委員会で十分な議論をした上で、「基本方針」の改定について検討していくことを強く望むものである。

また、今後予定されている「横須賀市小中学校配置適正化実施計画」の策定に当たっても、横須賀市立小中学校適正配置審議会における意見を反映することを強く求める。

## 用語解説

No	用語	解説
1	通学区域（学区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法施行令第5条第2項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、入学期日の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と規定しており、これを受けて市町村教育委員会は就学すべき学校の指定の基準となる通学区域を定め、これに基づき学校の指定を行っている。</li> </ul>
2	小中一貫教育 【横須賀市】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学区域を共にする小・中学校が、子どもや地域の実態をもとに共通の教育方針を設定して、9年間を通じた教育課程を工夫し、「学びの系統性・連続性」を重視した小中教職員が協働して行う教育。</li> </ul>
3	指定変更制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や児童生徒の事情に即し相当な理由と教育委員会が判断した場合、就学する学校の変更をすることができる。この場合、各自治体で学校の変更を認める場合の基準を定めている。</li> <li>・本市では、指定変更承認地域、身体的理由、兄弟関係の配慮、いじめ、その他教育的配慮が必要な場合など12項目の基準を定めている。</li> </ul>
4	学校選択制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校や中学校へ進学するときに、入学する学校を選ぶことができる制度。同じ市区町村内、指定のブロック域からなど選択方法は自治体によって指定されており、入学前の秋ごろに希望を出す場合が多い。</li> <li>・本市では、中学校で実施しており、ブロック選択制と隣接区域選択制を併用している。</li> </ul>
5	特別認定校制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特色ある教育活動を展開している学校や豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かした教育を希望する保護者、児童・生徒に一定の条件を付し、趣旨と目的等を十分理解した上で、特別に転入学を認めている制度。一方、大規模校の規模は正のため、大規模校の通学区域内に居住する児童・生徒について他校への変更を認める制度（特別認定地域制度）もある。</li> </ul>
6	指定変更承認地域 【横須賀市】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に指定校に隣接した地域のうち、通学距離等を考慮し、教育委員会があらかじめ&lt;指定変更可能な住所&gt;&lt;指定変更できる学校&gt;を定めることにより、指定校以外の学校に変更できる地域をいう。</li> </ul>

## 諮問文

横教総第 56 号

平成 27 年(2015 年)11 月 24 日

横須賀市立小中学校適正配置審議会委員長 様

横須賀市教育委員会

委員長 森武 洋

横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針  
の改定について（諮問）

これまで、横須賀市教育委員会では、平成 19 年 1 月に策定した「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づき、小中学校の規模及び配置の適正化を図ってきました。

一方、横須賀市の公共施設の現状を見ると、人口減少や求められる施設サービスの変化への対応、限られた財源の中で、今後必要となる多額の更新費用の負担軽減を図る必要があります。施設の適正な配置を実現するための将来構想として、平成 27 年 1 月に「横須賀市施設配置適正化計画」が策定されました。この計画の中では、小中学校も対象施設として位置づけられています。

また、同じく平成 27 年 1 月に文部科学省から、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示されました。この手引の中では、地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を検討・実施するための基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等が助言されています。

このようなことから、横須賀市教育委員会では、従前の基本方針について改めて見直しを図り、横須賀市の実情に合った考え方を明確にしたうえで、今後、小中学校の適正化を進めていきたいと考えております。

つきましては、横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定について、専門的かつ幅広い見地からご助言をいただきたく、ここに諮問いたします。

## 委員名簿

## 横須賀市立小中学校適正配置審議会委員

平成 28 年 5 月 17 日時点

No	氏名	区分	役職
1	赤羽根 文行	保	横須賀市立大塚台小学校 P T A 会長
2	石井 香	教	市民委員
3	伊東 健司	保	横須賀市立岩戸小学校 P T A 会長
4	稲垣 和生	関	坂本連合町内会 会長
5	小番 奈緒美	教	横須賀市立野比中学校 教頭
6	小林 義雄	保	横須賀市立追浜中学校 P T A 会長
7	坂庭 修	校	横須賀市立北下浦中学校 校長
8	佐藤 晴雄	識	日本大学文理学部教育学科 教授
9	佐藤 学	教	市民委員
10	中岡 正廣	識	鎌倉女子大学教育学部教育学科 教授 教職センター センター長
11	根本 宗茂	保	横須賀市 P T A 協議会 顧問
12	原 忠	関	長井連合町内会 会長
13	松尾 禎昭	教	横須賀市立走水小学校 教頭
14	山田 親恵	校	横須賀市立鶴久保小学校 校長
15	横山 公一	関	田浦連合自治会 前会長

(50 音順)

区分欄 「識」学識経験者、「関」関係団体の代表者、「保」保護者、  
「校」小・中学校の校長、「教」教育委員会が必要と認める者

**審議経過**

回	開催年月日	審議事項等
第 1 回	平成 27 年 11 月 24 日	「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の改定についての審議
第 2 回	平成 28 年 1 月 19 日	「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の改定についての審議
第 3 回	平成 28 年 5 月 17 日	「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の改定について（答申）の審議